

6-2
480

「大学管理法」案要綱試案（二五、二二五）

（大学管理法案起草協議会案）

（備考）

「」は再考を願いたい事項

「」は整理したい事項、及び尚保されべき事項の試案

大学管理法

第一章 總則

（この法律の目的）

第一 この法律は、国立大学の「行政に関する機関の組織、運営及び権限等」について規定することを目的とする。

第二章 中央に置かれる大学行政機関（国立大学審議会）

（設置）

第二 ノ 文部省に、国立大学審議会を置くこと。

「」国立大学審議会は、第七に掲げる事項につき、決議する外、国立大学に関する重要事項について、文部大臣に建議し、又は文部大臣の諮問に答えることができること。

（委員）

第三 ノ 国立大学審議会は、二十三人の委員をもって組織すること。

「」文部大臣は、左に掲げる者を国立大学審議会の委員に任命すること。

一、国立大学の学長の互選した者

大人

二、日本学術会議加その会員のうちから推薦した者

四人

三、[全国大学教授連合会]の推薦した者

三人

四、学識経験のある者について所議院の同意を得た者

十人

「」前項第一号の互選は、通信によることのできるものとし、委員たる学長が国立大学の学長の地位を失い、その他同号の委員に欠員を生じたときは、その都度互選すること。[その他互選の細目については文部省令で定めること。]

「」第二項第二号及び第三号の委員の推薦の方法は、それぞれ、日本学術会議又は全国大学教授連合会の定める方法によるものとし、各号の委員に欠員を生じたときは、その都度推薦を求めること。

「」第二項第四号の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために所議院の同意を得ることのできないときは、文部大臣は、第二項第四号の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから、委員を任命することのできること。

「」前項の場合において、任命後最初の国会で所議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、所議院の事後の承認を得られなるときは、文部大臣は、その委員を罷免しなければならぬこと。

(委員の任期)

第四 国立大学審議会の委員の任期は、三年とし、再任を妨げないこと。
(会長及び副会長)

第五 国立大学審議会に、会長、副会長各一人を置き、委員の互選によつて定めること。

六 会長は、国立大学審議会の会務を總理すること。

七 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理すること。

八 会長及び副会長の任期は、三年とし、再任を妨げないこと。

(委員の解任)

第六 国立大学審議会の委員が、自身の故障のため職務の執行ができなると認められるとき、その他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認められる場合において、文部大臣がこれを解任するには、国立大学審議会の議を経なければならぬこと。

又 第三項、第四項の規定による委員の解任については、前項による外、同議院の同意を得なければならぬこと。但し、この同意については第三項を準用すること。

(推挙)

第七 文部大臣は、「他の法律に定めるものの外」国立大学に關し、左の各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、国立大学審議会の承認を得なければならぬこと。

一 国立大学関係法令の立案に關する基本的事項の決定

二 国立大学のための予算案編成の基本方針の決定

三 国立大学及びその学部、大学院、研究所その他重要な研究施設及び教育施設の設置廢止に關する事項の決定

四 学長の任免

五 当該大学の申出に基いてする初等長、教授、助教授及び講師の意に及する免職及び転任並びに教員の意に及する降任の決定

六 国立大学の学生定員に關する事項の決定

七 国立大学の授業料、検定料、入学金等の決定

八 その他国立大学に關する重要な事項の決定

二 国立大学審議会は、国立大学の予算の執行その他国立大学に關する重要事項について、文部大臣の報告を求め、(又は文部大臣に勧告することができること。)[又は文部大臣の諮問に答え若しくはこれに對して勧告することができること。]

(会議の招集)

第八 国立大学審議会の会議は、会長が招集すること。

二 会議は、定例会及び臨時会とする。定例会は、一年三回開く。臨時会は、会長が必要と認めたとき、又は委員五人以上から請求があるときにこれを開くこと。

(議事)

第九ノ 会長は、国立大学審議会の会議を主宰すること。

二 国立大学審議会の議事は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによること。

(議事及び運営の細目)

第十 この法律に規定するもの(を除く)の(中)に、国立大学審議会の議事(の)手続その他その(及び)運営「の細目」に關し、必要事項は、国立大学審議会が定めること。

(委員の報酬及び費用弁償)

第十一ノ 国立大学審議会の委員は、非常勤とすること。

二 委員には、その職務に對して報酬を支給すること。

三 委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受け、こと。

(庶務)

第十二 国立大学審議会の庶務は、文部省大学學術局の所管とすること。

第三章 国立大学内部の行政機關

第一節 商議會

(設置)

第十三 国立大学に、商議會を置くこと。

(商議員)

第十四ノ 商議會は、~~「文部省令の定めるところに従い」~~十人以上三十人以内において、当該大学の学長が評議会の議を経て定める員数の商議員をもって組織すること。

二 商議員は、左の各号に掲げる者について文部大臣が任命すること。

一 学識経験がある者のうちから、学長が評議会の議を経て選定した者

二 大学の評議会が、当該大学の教授のうちから、自ら定める方法によつて選出した者

三 当該大学の学長

三 前項第二号に規定する者のうちから任命される商議員の数は、總数の三分の一をこえることができないこと。

(商議員の任期)

第十五 学長以外の商議員の任期は、二年とし、再任を妨げないこと。

(会長)

第十六ノ 商議會の会長は、商議員の互選によつて定め、その任期は、一年とすること。

二 会長は、商議會の会務を總理すること。

(商議會の審議すべき事項)

第十七 商議會は、学長の諮問に應じ、又は独立して、当該大学の教育、研究及

が運営に關する事項についで審議し、議決事項を學長に答申し又は勸告すること。但し、學長は、左の各号の事項については、商議会の意見を聞かなければならぬこと。

一 当該大学の重要な規則の制定改廢に關する事項

二 当該大学の予算案の編成に關する事項

三 当該大学の学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置廢止に關する事項

四 当該大学の人事に關する基準の設定に關する事項

五 当該大学の入学定員の決定に關する事項

(議事)

第十八ノ一 商議会の会議は、会長が招集し、その議長となること。

二 商議会の会議は、商議員の過半数が出席しなければ開くことができないこと。

(議事及び運営の細目)

第十九 前項に定めるものの外、商議会の議事及び運営の細目に關し必要な事項は、商議会が定めること。

(商議員の報酬及び費用弁償)

第二十 (第十一に同じ)

第二節 評議会

(設置)

第二十一 数個の学部を置く国立大学に、評議会を置くこと。

(評議員)

第二十二ノ一 評議会は、左に掲げる評議員をもつて組織すること。

一 學長

二 學部長

三 各学部の教授二人

二 前項第三号の評議員は、各学部毎に、教授会において、当該学部の教授のうちから選出すること。

三 当該大学の事情により、評議会の議を経ず、附置研究所の長、その所属の教授及び図書館長を評議員とすることができること。

(教授である評議員の任期)

第二十三 教授である評議員の任期は、二年とし、再任を妨げないこと。

(会長)

第二十四 評議会の会長は、學長をもつて充てらるること。

(権限)

第二十五ノ一 評議会は、この法律又は他の法律に別段の定がある場合を除く外、左に掲げる事項を審議し、その大学の方針を決定すること。

一 第十七第一号から第五号までに掲げる事項

二 学部長及び所員会議を置く附置研究所の長以外の部局長の責務、職及び転任に関する事項

三 各学部その他の部局の連絡調整に関する事項

四 評議会に附議すべき事項の原案作成に関する事項

五 商議会が答申し又は勧告した事項の処理に関する事項

六 教職員及び学生の福祉及び厚生に関する事項

七 その他当該大学の運営に関する重要事項

二 評議会は、当該大学の定める規則に基づき、学長候補者の決定に関する事項をつかさどること。

(議事及び運営)

第二十六 評議会の議事及び運営の方法については、評議会が定めること。

第三節 教授会

(設置)

第二十七 国立大学の学部(単に二個の学部を置く国立大学(単科大学という。))を含む。この節以下同じ。)に教授会を置くこと。

(組織)

第二十八 教授会は、学部長(単科大学にあつては学長。この節中以下同じ。)及び学部の全教授をもつて組織すること。

二 教授会には、学部長と教授とをもつて構成する教授会の定める規則に基づ

て、助教授及び専任講師を加えることができること。

(審議すべき事項)

第二十九 教授会は、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合を除く外、左に掲げる事項を審議し、その学部の方針を決定すること。

一 学部長の候補者の選定並びに教員の採用及び昇任に関する事項

二 学部長及び教員の意に及する免職及び転任(並びに教員の意に及する降任)に関する事項

三 当該学部における講義、学科並に教育及び研究に関する施設の設置及び廃止に関する事項

四 学課の種目及び編成に関する事項

五 学生の入学及び卒業の認定に関する事項

六 学生の試験に関する事項

七 学生の処分(懲戒)に関する事項

八 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項

九 その他当該学部の教育、研究及び運営に関する事項

(単科大学の特例)

第三十 単科大学においては、評議会の権限は、教授会が行うこと。

(議事及び運営)

第三十一 教授会の会議は、学部長が招集し、その議長となること。

二 教授会の議事及び運営の方法については、教授会が定めること。

第四節 学長

(任命)

第三十二 学長は、当該大学の推薦した者につき、国立大学審議会の議〔承認〕を経て、文部大臣が任命すること。

(任期)

第三十三 学長の任期は、三年以上六年以内において、当該大学が定めるところにより、再任を妨げないこと。

(職務)

第三十四 学長は、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合を除く外、左に掲げる事項をつかさどり、当該大学運営の責に任ずること。

一 評議会によつて定められた方針に従い、当該大学を運営すること。

二 当該大学の商議会の答申又は勧告のあつた事項につき、評議会の議を経て処理すること。

三 第三十四第二項の規定によつて定めるところに、商議員の候補者を、任命についで申出ること。

四 当該大学の決定した学長の候補者を、任命についで申出ること。

五 評議会又は教授会の議を経て、部局長及び教員の人事についで申出ること。

六 国立大学審議会及び当該大学の商議会に対し、「文部省令の定めるところに従い」年度報告を書面によつて提出すること。

第五節 雑則

(研究所の所員会議)

第三十五 国立大学の附置研究所に、評議会の承認〔議〕を経て、所員会議を置くことがあつてもよい。但し、研究所の所員は、その研究の性質を考慮し、必要と認められる場合に限り、その所員会議に關しては、教授会に關する事項を準用すること。

(学生代表との協議)

第三十六 学部長は、学生団体、学生活動その他学生生活に關し、教授、助教、授及専任講師の代表と学生の代表との意思の疎通を図り、学生生活の向上に資するため、適当な方法を講ずること加でできること。

二 前項の学生代表の選出方法その他実施に關する細目は、教授会の議を経て、学部長が定めること。

三 学長は、数学部又は金学部に關係する学生団体、学生活動その他学生生活に關し、第一項及び第二項の規定に準じ、適当な方法を講ずること加でできること。

(その他の行政機関)

第三十七 この法律に定めるものを除く外、国立大学の行政をつかさどる機関の組織、権限及び運営については、それぞれ、その大学が定めること。

附則

回 教育公務員特例法を次表の趣旨によつて改正すること。

教育公務員特例法中「大学管理機関」とあるのを次表の下欄のように改正する
二と。

條 項	「大学管理機関」の行つてゐる事項	大学管理法によつて改正すべき行政機関
第四條第一項	学長及び部局長の採用並に教員 の採用及び昇任に關する選考	(1) 学長にあつては当該大学の定める規則 に従ひ評議会 (2) 部局長のうち、学部長にあつては教 授会の議に基き学長、所員會議を置く 附置研究所の長にあつては所員會議の議 に基き学長、その他の部局長にあつては 評議会の議に基き学長 (3) 教員のうち、学部の教員にあつては教授會 の議に基き学長、所員會議を置く附置研 究所の教員にあつては所員會議の議に基き 学長、その他の教員にあつては、評議会の 議に基き学長
第四條第二項	若の選考の基準の決定	評議会の議に基き学長
第五條第一項 から第五項まで	学長、教員及び部局長の本人の意に 反して行つた転任の場合の審査	(1) 学長にあつては評議会 (2) 部局長のうち、学部長にあつては教授會、 所員會議を置く附置研究所の長にあつて は所員會議、その他の部局長にあつては評 議會 (3) 教員のうち、学部の教員にあつては教授會、所 員會議を置く附置研究所の教員にあつては (審査) 評議会の議に基き学長
第六條	学長、教員及び部局長のその意に反 する免職並に教員のその意に反する 降任を行つた場合の審査	(4) 評議會議、その他の教員にあつては評議會 に及ぶものにおいて、教授會又は所員會議が 転任すべきものと決定した場合に要し評議會 以上すべしにおいて評議會が転任すべきもの と決した場合に要し國立大學審議會 (審査) すべし審査に五條三項一五項の手続 を必要とする
第七條	学長、教員及び部局長の心身の故障 による休職期間の個々の場合における決定	(第五條の場合に同じ)
第八條第一項	学長及び部局長の任期の決定	評議会の議に基き学長
第八條第二項	教員の停年の決定	評議会の議に基き学長、但し、学部長に あつては教授會の議に基き学長、所員會議 を置く附置研究所の長にあつては所員會議の 議に基き学長
第九條	國立大學の学長、教員及び部局長の懲戒 処分に關する審査	評議会の議に基き学長
第十條	大學の学長、教員及び部局長の任用、免職、休 職、復職、退職及び懲戒処分申出	評議會(但し懲戒処分による免職の場合は、 第五條の場合と同じ)



第十一條	大學の學長、教員及び部局長の職務に關し必要な事項の決定	評議會の議に基き學長
第十二條第一項	學長、教員及び部局長の勤務成績の評定及びその結果に依りた措置の決定	(1) 學長にあつては、評議會の議に基き學長 (2) 部局長にあつては、第四條一項の(2)に同じ (3) 教員にあつては、第四條一項の(3)に同じ
第十三條第二項	右の勤務成績評定の基準の決定	評議會の議に基き學長
第十九條第二項	研修に關する計画の樹立及びその実施	國立大學審議會の議を経、文部大臣